

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サンフレンズ（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに相談役、顧問（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

報酬事由	日額
①理事会等会議へ出席したとき	6,000円
②上記の他、役員等の職務を行うため出勤したとき	6,000円
③理事長が、役員等の職務を行うため出勤したとき（4時間以下の場合）	8,000円
④理事長が、役員等の職務を行うため出勤したとき（4時間を超える場合）	16,000円
⑤監事が監査業務に従事したとき	20,000円

(報酬支払方法)

第3条 前条に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬の支給時期)

第4条 役員等の報酬は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。ただし、本人の同意がある場合は随時支払うことが出来る事とする。

(会議等の出席の報酬の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、理事会等が同日に開催されたときの一人あたりの報酬は、出席する会議数にかかわらず、日額で支給する最も高い金額を支給するものとする。

(旅費の支給)

第6条 役員等の自宅が東京都外にあるときは、自宅から理事会、評議員会等の開催地、法人本部または法人が経営する事業所までの旅費として、旅費規程に定めるところにより管理職員が出張したときに受けるべき額に相当する額を支給する

2 役員等が、職務のため出張したときも同様とする。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員は、法人の求めに応じ、タイムカード等の法人職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (2017年6月19日評議員会決定)

- 1 この規程は、2017年4月1日から適用する。
- 2 役員等の費用弁償等に関する規程(2005年5月27日理事会決定)は廃止する。

附 則 (2019年2月26日理事会決定)

この規程は、2019年3月11日から施行する。

附 則 (2021年6月24日評議員会決定)

この規程は、2021年6月24日から施行する。

附 則 (2023年3月7日評議員会決定)

この規程は、2023年4月1日から施行する。